

子ども・子育て支援事業計画

(1) 27年度実施(予定)の状況

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
【子ども課】						
1	子育て支援センター事業の推進	子育て家庭を対象として、育児講座や親子教室を開催し、また、育児相談や子育てサークルの支援を行っています。	中央・来迎寺・南の各子育て支援センターで事業を実施するとともに、中央子育て支援センターを中核施設として位置づけ、地域の保育資源の情報提供や地域の保育資源との連携・協力体制を構築することができるように努めます。	中央・来迎寺・南の各子育て支援センターで事業を実施します。また、中央子育て支援センター内において、療育事業及び一時保育事業を実施するとともに、保育所、幼稚園、児童センター等との連携・協力体制の充実を図ります。	子ども課	20・27
2	子育て相談の充実	子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて、電話やメールによる子育て相談や情報の提供を行っています。	中央子育て支援センターを子ども・子育てに関する情報発信、子育て相談の中核施設として位置づけ、ホームページの掲載内容を見直し、積極的に情報を発信するとともに、保育士、保健師による子育て相談の充実を図ります。また、通訳の配置などを通じて、外国人親子が利用しやすい環境の整備を図ります。	保育士による子育て相談に加え、中央子育て支援センターにおいては、保健師による相談体制の充実を図ります。また、市公式ホームページを平成28年2月にリニューアルする際、子育て関連情報をより見やすいものにし、内容の充実を図ります。	子ども課	20・27
3	短期入所生活援助事業	保護者が病気その他の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合に、乳児院又は児童養護施設において子どもを養育します。現在、乳児院として豊橋ひかり乳児院(豊橋市)と、児童擁護施設として岡崎平和学園(岡崎市)、なかよしこよし(安城市)と委託契約を締結しています。	緊急時に、より身近な施設を利用することができるよう委託先施設の確保に努めるとともに、子育て支援センター、児童センターなどを通じて事業に関する情報の提供に努めます。	豊橋市の「豊橋ひかり乳児院」に加え、岡崎市の乳児院「ひよこハウス」と委託契約を締結し、より身近な施設を利用することができるようにします。	子ども課	20
4	ファミリー・サポート・センター事業の推進	交流会や研修会等により、援助会員同士の横のつながりをつくることでの援助会員の増員や援助活動の幅の広がりを進め、事業の充実を図るとともに、情報誌の発行などにより、会員の拡充に努めます。	会員の組織化、情報交換、連携体制の強化を進め、託児グループの立ち上げなど事業の拡充を検討します。	講習会を定期的に行い、その機会を通じて、会員同士の情報交換や連携体制の強化を図ります。	子ども課	21
5	放課後児童クラブ	小学校1年生から4年生までの放課後に留守家庭となる児童を対象に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図っています。	利用する児童の人数が多く、手狭な施設について、施設整備による専用室の拡充などにより、育成環境の充実を図るとともに、利用対象を小学校5、6年生まで拡大することができるよう努めます。	花山児童クラブの施設整備について、場所、手法などの基本設計を実施します。	子ども課	21
6	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施及び連携等	「一体型」とは、同一の小中学校内などで放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加することができるようにすることで、すべての小中学校児童の安心・安全な居場所を確保する事業です。	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室をそれぞれ7小学校区すべてで実施しているため、新たに両事業を一体化で実施する施設を整備する予定はありません。同一の敷地内で両事業を実施している学区において、放課後児童クラブの利用者が希望に応じて放課後子ども教室のプログラムに参加することなどの試行的な実施を検討します。	児童クラブ室が手狭となっている花山児童クラブにおいて、学校、放課後子ども教室との連携のもと、夏休み期間中に、花山児童センターの児童クラブ室のほか、放課後子ども教室のスペースを利用して放課後児童クラブを実施します。	子ども課 学校教育課	21
7	小学校の余裕教室等の活用をはじめとする教育委員会と福祉部局との連携	教育委員会と福祉部局とが連携して、すべての小学校区において、余裕教室の活用などにより、小学校の敷地内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業を実施し、児童にとってより安心・安全な居場所を確保することです。	少人数学級を実施する学年の増加などにより、各学校とも、余裕教室がほとんど存在しない状況であり、その活用は困難ですが、教育委員会と福祉部局とが連携して、学校、放課後子ども教室及び放課後児童クラブそれぞれの関係者から構成する(仮称)放課後児童の居場所運営委員会を設置し、相互理解の推進を図り、連携方法の検討などを行います。	学校、放課後子ども教室及び放課後児童クラブそれぞれの関係者から構成する放課後児童の居場所運営委員会を設置し、相互理解の推進を図り、連携方法の検討などを行います。	子ども課 教育庶務課 学校教育課	22

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
8	児童センター、児童遊園の充実	児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童構成施設で、遊戯室や図書室で自由に遊んだりぼんを読んだりすることができ、また、センター祭りやお茶会などを通じて、異年齢の児童や地域の方々とのふれあいを楽しむことができます。また、児童遊園は、屋外型の児童構成施設で、広場、遊具、トイレなどが設けられています。	児童センター未整備地区である猿渡小学校区及び八ツ田小学校区での児童センター整備を検討します。また、児童遊園のトイレのユニバーサルデザイン対応などを検討します。	西町児童遊園のトイレをユニバーサルデザイン対応のものにします。	子ども課	22
9	子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを日本語版に合わせ、ポルトガル語版も作成しています。	常に最新の情報を提供することができるように、今後とも毎年度子育てガイドブックを作成するとともに、子育て世帯すべてに必要な情報が行き渡るよう、啓発に努めます。	今年度も、日本語版とポルトガル語版の子育てガイドブックを作成するとともに、他の言語の需要について研究します。	子ども課	23
10	延長保育事業	就業時間が遅くなる仕事を持っている保護者を対象に保育所を開園する事業	引き続き、通常保育時間を越えて保育が必要な家庭を支援するとともに、ニーズを把握し、実施時間等の検討をします。	継続して実施します。	子ども課	23
11	乳児保育事業	産休明けからの乳児保育事業	引き続き実施するとともに、実施施設の拡充を検討します。	子ども・子育て支援新制度施行に伴い、実施する小規模保育事業の設置を支援します。	子ども課	23
12	休日保育事業	日曜日及び祝日に仕事を持っている保護者を対象とし、保育所を開園する事業	引き続き、日曜日及び祝日に保育が必要な家庭に対し支援を行っていきます。	継続して実施します。	子ども課	23
13	一時保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護などの理由により、一時的に預かる事業 実施園の配置の地域的偏りや定員拡大の必要性に応じ、施設整備を進めます。	実施園の配置の地域的偏りや、定員拡大の必要性に応じ、施設整備を進めます。	新たに中央子育て支援センターでの事業を開始し、より多くの利用者を受け入れていきます。	子ども課	23
14	統合保育事業	保育所において軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業	障がいを持つ児童にとってよりよい保育とするために、実施保育所の機能強化等の検討を行います。	障がいを持つ児童にとってよりよい保育をするために、保育士の積極的な統合保育についての研修参加を行い、実施保育所の機能強化等の検討を行います。	子ども課	23・ 42
15	病児・病後児保育(施設型)事業	病気又は病気回復期にある児童を専用室で一時的に預かる事業	引き続き、病気や病気回復期にある児童を、医療機関併設施設で預かることにより、保護者の就労を支援します。	継続して実施します。	子ども課	24
16	保育所広域入所	保護者の里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所に入所できます。	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する保護者の支援を行います。	継続して実施します。	子ども課	24
17	保健師巡回指導事業	児童の健康相談や障がい児の対応へのアドバイスなどを行います。	中央子育て支援センターを拠点として、各保育所を巡回し、児童の健康相談や障がい児の対応へのアドバイスを行います。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業を実施する事業所に対する保健師の巡回指導の実施を検討します。	中央子育て支援センターを拠点として、各公私立保育所を巡回し、児童の健康相談や障がい児の対応へのアドバイスを行います。	子ども課	24
18	保育所地域活動事業	保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流事業の充実を図ります。	引き続き、世代間交流や異年齢時交流の充実のため、各保育所ごとに特色あふれる交流事業を実施します。	引き続き、世代間交流や異年齢時交流の充実のため、各保育所ごとに特色あふれる交流事業を実施します。	子ども課	24

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施（予定）		
19	認可外保育施設への支援	認可外保育施設への育成支援として、認可保育所の待機による利用者に対し、認可保育所並の保育料となるよう補助していきます。	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、支援を実施します。	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、支援を実施します。	子ども課	24
20	私立幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して、入園料及び保育料の負担軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付する事業	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、事業を実施します。	継続して実施します。	子ども課	24
21	保育所の施設整備	施設の老朽化に伴う建て替え及びリニューアルを図るための整備を計画的に進めるとともに、既存施設の環境整備に努めます。	公共施設保全計画に基づき、計画的な保育所の整備を行います。	上重原保育園のリニューアル工事や、保育所の整備・修繕を行い、環境を整えていきます。	子ども課	24
22	保育士研修事業	各研修に参加することにより、保育士の資質の向上に努めます。	愛知県等が実施する研修に参加するほか、市保育園連絡協議会においても各種研修を実施し、引き続き保育士の資質の向上に努めます。また、幼稚園との研修の連携などについて研究していきます。	愛知県等が実施する研修に参加するほか、市保育園連絡協議会においても各種研修を実施し、引き続き保育士の資質の向上に努めます。	子ども課	25
23	第三者評価制度	保育サービスの質について第三者機関が専門的・客観的立場から評価する事業	全保育所において第三者評価事業を実施していくよう努めます。	実施していくよう努めます。	子ども課	25
24	1歳児保育事業	保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準が保育士1人に対し児童6人であるところ、市独自に保育士1人に対し児童4人の基準を設け、児童の処遇向上を図ります。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	25
25	(仮称)就学前の教育・保育関係者会議の設置	就学前の教育・保育の質の向上のため、幼稚園、保育所、小学校などの関係者から構成する(仮称)就学前の教育・保育関係者会議の設置に努めます。	(仮称)就学前の教育・保育関係者会議の設置を図り、教育・保育の内容や職員の処遇などについて情報交換を行い、就学前の教育・保育の質の向上に努めます。	教育・保育の内容や職員の処遇などについて情報交換を行い、就学前の教育・保育の質の向上に努めます。	子ども課	25
26	1歳児保育事業	保育士1人が保育する1歳児の人数について、保育士1人に対し児童4人の基準により保育を行っている事業者に対して、委託料等により支援を行います。	今後も継続して実施します。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育士1人に対し、児童4人の基準により保育を行う小規模保育事業者に対する支援を検討します。	継続して実施します。	子ども課	26
27	認可外保育施設支援	認可外保育施設の運営内容や児童の処遇の向上を目的として、運営委託料による支援を行い、保育士等の健康診断などに係る費用の補助を行います。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	26
28	私立幼稚園振興費補助事業	食育の推進や行事の実施に要する費用の一部について補助を行い、私立幼稚園の運営内容や児童の処遇の向上を図ります。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	26
29	認定子ども園への移行支援	認定こども園への移行を希望する保育所または幼稚園に対し、相談支援などを行います。	認定こども園に関する相談支援などの充実に努めます。	継続して実施します。	子ども課	26
30	子育て支援コーディネーター事業	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした情報提供や利用援助等の支援を行います。	利用者支援事業（子育て中の親子にとって身近な場所で相談に応じ、個々の家庭の状況を把握して、必要な情報提供等を行い、適切な施設、事業の利用につなげる事業）が子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられたことに伴い、子育て支援の中核施設として位置づける中央子育て支援センターにおいてこの事業を実施することができるような体制づくりに努めます。	利用者支援事業を実施している自治体を訪問するなどして情報収集を行い、事業の実施について検討します。	子ども課	27

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
31	相談員の研修の充実	各種研修の実施により資質の向上に努めます。	今後とも、各種研修を受講し、資質の向上に努めます。	県が開催する要保護児童対策調整機関職員研修などに積極的に参加し、資質の向上に努めます。	子ども課	36
32	児童虐待相談	地域に密着した相談の充実を図るとともに要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。また、要保護児童対策ネットワーク協議会、家庭児童相談室等に関する広報掲載を実施するとともに、要保護児童に関する通告、通報に対応するため、相談員の充実を図ります。	管理するケースの増加に対応するため、相談員の増員を図ります。また、緊急時に、チームで迅速に対応することができる体制の構築に努めます。	管理するケースが増加しているほか、国から強力求められている居所不明児童の把握について、外国籍児童が多い本市ではその対象児童が多く、相談員の負担が増大していることから、相談員の増員を図ります。	子ども課	36
33	要保護児童対策ネットワーク協議会の充実	要保護児童対策ネットワーク協議会の充実と関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。また、要保護児童対策ネットワーク協議会のケース検討部会を必要な都度開催し、児童虐待の早期対応に努めます。	引き続き、要保護児童対策ネットワーク協議会を中心とした関係機関の連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	要保護児童対策ネットワーク協議会と、障がい者及び高齢者の虐待防止並びにDV被害者支援を目的とした虐待等防止連携協議会とが連携し、連携機関の拡大、児童虐待の未然防止の強化を図ります。	子ども課	36
34	家庭児童相談事業	児童の養育やしつけ、その他家庭が抱える諸問題や悩みに対して適切な助言指導を行うため家庭児童相談室の充実に努めます。	各種研修を受講し、相談員の資質の向上を図るとともに、相談員の増員による相談体制の充実に努めます。	各種研修を受講し、相談員の資質の向上を図るとともに、相談員の増員に向けた予算確保を図ります。	子ども課	37
35	里親制度の啓発	里親制度について広報等による啓発活動の充実に努めます。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	37
36	母子・父子自立支援員	自立に必要な情報提供を行うとともに、職業能力の向上、求職活動の支援に関する相談、助言を行います。	各種研修の受講などにより、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。	各種研修の受講などにより、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。	子ども課	38
37	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、支援員による生活支援を行います。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	38
38	母子生活支援施設・助産施設入所措置	母子家庭等の生活と子育てを援助し、自立することができるよう支援するため、母子生活支援施設への入所措置を行います。また、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦が助産施設を利用することができるよう支援を行います。	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	38
39	母子・父子家庭等の親への就業支援	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業による給付金を支給します。	今後も継続して実施します。	既実施事業について継続するとともに、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など、新たな事業の需要を調査し、その状況に応じて実施を検討します。	子ども課	39
40	母子・父子家庭福祉資金貸付事業	県が行う母子・寡婦福祉資金貸付事業や父子福祉資金貸付事業の相談支援を行います。	新たに開始される父子福祉資金貸付事業について、制度の周知、啓発に努めます。	継続して実施します。	子ども課	39
41	遺児手当の支給	父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を養育している人を対象に手当を支給します。(所得制限：市手当なし、県手当あり)	今後も継続して実施します。	継続して実施するとともに、より効果的なひとり親家庭の支援に向けて必要な見直しを検討していきます。	子ども課	40

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
42	児童扶養手当の支給	離婚等で父又は母がいないか、父又は母が重度の障害などの状態にある児童(18歳以下)を監護養育している人を対象に手当を支給します。(所得制限あり)	今後も継続して実施します。	継続して実施します。	子ども課	40
43	ファミリー・サポート・センター利用支援事業	ひとり親家庭等の依頼会員がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、利用者負担額の一部を助成する事業	利用者負担額の半額程度の助成をすることができるように事業の実施を検討します。	利用者負担額の半額を助成する事業を実施します。	子ども課	40
44	親子通所事業の充実	発達の遅れのある子どものための療育の場として「ひまわりルーム」を開設しています。また、今後は指導方法の研究や指導者の育成等療育事業の充実を図ります。	中央子育て支援センター内の「ひまわりルーム」専用室を拠点として、療育事業の充実を図ります。	中央子育て支援センター内に療育事業の専用室を設置し、職員体制を強化することにより、肢体不自由児や低年齢児への対応を充実するなど、きめ細かい療育を実施します。	子ども課	42
45	療育相談・発達診断業務	臨床心理士をはじめとする心理相談員により、保育士等に対する療育指導及び保護者の精神的ケア等に努めます。	臨床心理士をはじめとする心理相談員を中心に、保育士、保健師がそれぞれ専門性を生かして相談業務を行うことができる体制を整備します。	臨床心理士をはじめとする心理相談員を中心に、保育士、保健師がそれぞれ専門性を生かして相談業務を行うことができる体制を整備します。 また、保健センターの保健師との連携を強化するため、定期的に連絡調整会議を実施します。	子ども課	42
46	親子通所施設の整備	中央子育て支援センター内に専用の施設を整備し、利用しやすい環境を提供します。	療育事業専用室について、肢体不自由児なども利用しやすい環境であることなど、今後は施設の周知に努めるとともに、療育事業の内容の充実を図ります。また、外国人親子の受入れ環境の整備を検討します。	現在、保健センターにおいて肢体不自由児を対象に行っている「さくらんぼ教室」を中央子育て支援センター内において実施することを検討し、また、保健センターの親子教室や児童センターの乳幼児親子教室との連携を強化するなどして、施設や療育事業の周知に努めます。	子ども課	42
47	親子分離療育事業	親子集団療育を終了した児童に対し、きめ細かな親子分離療育を行うことにより、児童の集団保育・教育(保育所・幼稚園・小学校)への移行支援を図ります。	中央子育て支援センター内の療育専用室を拠点として、児童一人ひとりの状況に応じ、きめ細かな親子分離療育を実施していきます。	児童一人ひとりの状況に応じ、きめ細かな親子分離療育を実施します。	子ども課	42
【協働推進課】						
48	男女共同参画推進事業	「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識をなくし、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画の啓発や情報提供を行います。	男女共同参画に関する資料、情報の提供等を行うとともに、男女共同参画講演会を実施し、広く啓発を図ります。	チラシ等を各施設に設置し、情報提供を行う(随時) 男女共同参画川柳の募集(7月~9月) あいち国際女性映画祭(9月5日) 男女共同参画講演会(10月) サテライトセミナー(2月)	協働推進課	34
【福祉課】						
49	障がい福祉サービス費等の支給	障がい児の日常生活を支援するための障がい福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	障がい福祉サービス等を供給する事業所の確保に努めます。	障害児通所支援の市内事業所の確保に努めます。 放課後等デイサービス 平成27年3月末 4箇所→ 6箇所 児童発達支援 平成27年3月末 0箇所→ 1箇所	福祉課	43

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
50	補装具費や日常生活用具費の支給	補装具費や日常生活用具費の購入費用の一部を支給することにより、補装具等の活用を推進し、日常生活の自立を図ります。	補装具等の利用者の増加を図ります。	補装具費 100件 日常生活用具支給 1,100件	福祉課	43
51	自立支援医療(育成医療・精神通院医療)費の支給	心身の障がい除去や軽減するための治療に要する医療費の一部を支援することにより、自己負担の軽減を図ります。	支給認定者数の増加を図ります。	広報やホームページ、窓口、指定特定障害児相談支援事業所において周知をして制度の周知を図ります。	福祉課	43
52	障がい児等への各種手当の支給	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、在宅重度障がい者手当、心身障がい者扶助料を支給し、経済的な支援を行います。	各種手当等支給制度の周知に努めます。	特別児童扶養手当 116人 障害児福祉手当 32人 在宅重度障害者手当 530人 心身障がい者扶助料 2,400人	福祉課	43
【国保医療課】						
53	障がい者医療費の助成	知立市障害者医療費支給条例に基づく医療費の助成	今後も継続して実施します。	今後も継続して実施します。	国保医療課	43
54	精神障がい者医療費の助成	知立市精神障害者医療費支給条例に基づく医療費の助成	今後も継続して実施します。	今後も継続して実施します。	国保医療課	43
55	子ども医療助成	子どもの中学校卒業年度までの保険診療による自己負担分を全額助成します。	今後も継続して実施します。	今後も継続して実施します。	国保医療課	33
56	母子家庭等医療費助成	母子・父子家庭などで、18歳以下の児童とその母又は父等の保険診療による自己負担分の全額を助成します。(所得制限あり。)	今後も継続して実施します。	今後も継続して実施します。	国保医療課	33
【健康増進課】						
57	風しんワクチンの助成と周知	妊娠を希望する夫婦に対し、風しんワクチン接種に係る費用の一部助成を行います。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	健康増進課	28
58	一般不妊治療費の助成と周知	妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療に係る費用の一部の助成を行います。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	健康増進課	28
59	マタニティマークの普及啓発	マタニティマークを配布します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	健康増進課	28
60	早期の妊娠の届出	妊娠早期の妊娠届出を受理し、母子手帳の交付を行います。	平成25年度において95%であった妊娠早期(11週以下)の妊娠届出率を100%にします。	平成26年度において93.8%であった妊娠早期(11週以下)の妊娠届出率を100%にします。	健康増進課	29
61	妊産婦健康診査	妊婦健康診査14回、産後健診1回、妊産婦歯科健診1回分の受診票を発行します。	必要に応じて健診内容を見直します。	必要に応じて健診内容を見直します。	健康増進課	29
62	パパママクラス	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを支援するために、パパママクラスを開催します。また、就労している方が参加しやすいよう休日も開催します。	平成25年度において13人であった1回当たりの教室参加数を、1回当たり20人になるようにします。	平成26年度において15人であった1回当たりの教室参加数を、1回当たり20人になるようにします。	健康増進課	29
63	乳幼児健康診査	3・4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する集団健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	平成25年度において98.5%であった乳幼児健康診査受診率を100%にします。	平成26年度において98.3%であった乳幼児健康診査受診率を100%にします。	健康増進課	30

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
64	健診未受診児のフォロー	健診未受診児の状況把握に努め、虐待や育児不安への早期対応に努めます。	平成25年度において1名であった乳幼児健康診査未受診未把握児数を0名にします。	平成26年度において2名であった乳幼児健康診査未受診未把握児数を0名にします。	健康増進課	30
65	予防接種	感染症予防のため、乳幼児・就学児童を対象に定期予防接種を実施します。接種期限完了前の未接種者を把握し、接種勧奨を行います。	平成25年度において92%であった麻しん風しん混合ワクチン2期の接種率を95%にします。	平成26年度において92%であった麻しん風しん混合ワクチン2期の接種率を95%にします。	健康増進課	30
66	乳幼児の個別相談・個別指導	乳幼児健診や事後教室、育児相談日において、発達や育児に関する相談を行い、早期治療につなげます。	平成25年度の3・4か月健診において68.4%であった「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる人」の割合を増やします。	平成26年度の3・4か月健診において73.9%であった「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる人」の割合を増やします。	健康増進課	30
67	妊婦訪問事業	継続的な関わりが必要な妊婦家庭を訪問し、妊娠期に関する正確な知識や妊娠中の生活指導、家族計画、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消を図られるようにし、母子の健全な成育環境の確保を図ります。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	健康増進課	31
68	新生児訪問事業	生後1か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	健康増進課	31
69	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	平成25年度において96.9%であったこんにちは赤ちゃん訪問の実施率を100%にします。	平成26年度において99.8%であったこんにちは赤ちゃん訪問の実施率を100%にします。	健康増進課	31
70	未熟児訪問事業	身体発育が未熟なまま出生した乳児の家庭に対し、必要な保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	健康増進課	31
71	養育支援訪問事業	保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう相談、助言など必要な支援を行います。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	健康増進課	31
72	母子保健訪問事業	健康診査や相談で、支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	健康増進課	31
73	小児救急医療体制の充実	乳幼児の突発的な病気やけがなどのときも、安心して受診できるよう、地域の救急医療についての充実を図ります。	より一層の制度の充実に努めます。	より一層の制度の充実に努めます。	健康増進課	32
74	かかりつけ医の啓発	乳幼児健診において、かかりつけ医を確保することの必要性を啓発していきます。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	健康増進課	32
75	医療情報の提供	ホームページや広報などで小児医療に関する様々な情報を提供します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	健康増進課	32
76	思春期保健対策の推進	思春期対策の充実のため、教育機関、行政との間で連携をとりながら心身の成長や性に関する健康教育を行い、正しい知識の提供に努めます。また、学校保健と地域保健の連携の強化・促進を図るための会議を開催します。	実施回数、実施内容について一層の充実に努めます。	実施回数、実施内容について一層の充実に努めます。	健康増進課 学校教育課	33

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
【経済課】						
77	労働相談・職業相談の開催協力	労働問題及び職業相談の開催に協力し、ホームページや広報などにより周知します。	今後も継続して実施します。	ホームページ・広報に掲載します。	経済課	34
78	ハローワーク等関係機関との連携	雇用及び労働条件の改善などについて関係機関との連携を強化します。	今度も継続して実施します。	ハローワークから情報を提供していただきます。	経済課	34
79	ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	少子化に対応し、男女がともに家庭と仕事の両立ができる様々な制度と職場環境にするため、市内企業に周知します。	今度も継続して実施します。	ホームページに掲載します。	経済課	35
80	事業主に対する意識啓発	広報、ホームページによる啓発を行います。	今度も継続して実施します。	ホームページ・広報に掲載します。	経済課	35
81	育児休業等の法令の周知・啓発	広報、ホームページによる啓発を行います。	今度も継続して実施します。	ホームページ・広報に掲載します。	経済課	35
【都市計画課】						
82	公園の充実	公園用地や土地区画整理事業地内の公園を整備し、快適な居住環境の整備に努めます。	都市公園の不足状況を解消するため、土地区画整理事業や開発事業等における街区公園の整備等を推進するとともに、公共施設緑地や民間施設緑地を公園空間としての有効活用を図ります。 また、公園の改修の際には、ユニバーサルデザインに対応した整備を進め、誰もが安心して快適に利用することができる公園としていきます。	公園改修において、鳥居公園、丁皿公園のトイレをユニバーサルデザイン対応に立替予定。また、源田谷公園、逢妻公園の遊具(一部)をリニューアル予定です。	都市計画課	22
【学校教育課】						
83	放課後子ども教室	すべての小学校児童を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点(居場所)づくりを確保しています。	引き続き、7小学校区すべてにおいて放課後子ども教室を実施していくとともに、各学校との連携を密にし、各場所にあった活動を充実させます。	引き続き、7小学校区すべてにおいて放課後子ども教室を実施していくとともに、各学校との連携を密にし、各場所にあった活動を充実させます。	学校教育課	21
84	思春期保健対策の推進	思春期対策の充実のため、教育機関、行政との間で連携をとりながら心身の成長や性に関する健康教育を行い、正しい知識の提供に努めます。 また、学校保健と地域保健の連携の強化・促進を図るための会議を開催します。	実施回数、実施内容について一層の充実を図ります。	保健体育科及び学級活動の内容において、その関連と充実を図ります。	健康増進課 学校教育課	33
85	学校における保健活動の充実	健康に生涯を過ごすための基礎を培うために、保健学習や保健指導などの充実を図ります。	引き続き、市内全小中学校において実施します。	引き続き、市内全小中学校において実施します。	学校教育課	33
86	スクールカウンセラー(心の相談員)の充実	小中学校へのスクールカウンセラー配置の充実を図ります。	スクールカウンセラーと児童生徒や保護者等との相談活動を円滑に行うために、相談回数や時間数等を増やします。	スクールカウンセラーと学級担任等の連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。	学校教育課	37
87	特別支援教育の充実	設置基準に達した小中学校への特別支援学級の設置を図ります。	人数の増加があれば、増設・新設を県へ要望します。	設置基準に準じて設置しています。	学校教育課	41
88	通級指導教室の設置	発達障がいのある児童・生徒に対して心身の障がいに応じた特別な指導を行うための通級指導教室の設置に努めます。	県へ新設を要望します。	市内10小中学校で実施しています。合わせて拠点校の新設を要望しています。	学校教育課	41

No	事業名	事業内容	今後の目標	事業目標	担当課	計画書 ページ
				27年度 実施(予定)		
89	特別支援教育連携協議会の設置	就学前から中学校卒業以降にわたる、個別の支援計画を策定します。 子どもたちの職業自立をめざすための、特別支援教育講演会を開催します。 「個別の教育支援計画」の活用啓発をしていきます。	「個別の(教育)支援計画」の見直しを検討します。 「特別支援教育ガイドブック」の改正をしていきます。	協議会を年3回実施予定です。また、「個別の(教育)支援計画」の見直しを検討しています。	学校教育課	41
90	就学指導の充実	就学指導体制の充実、就学援助事業の的確な実施、障がい児教育の啓発活動の推進、進路指導の充実などの教育条件整備を推進します。	教育支援委員会を設置し、就学校の支援についても協議していきます。	教育支援委員会を年3回実施予定です。	学校教育課	41